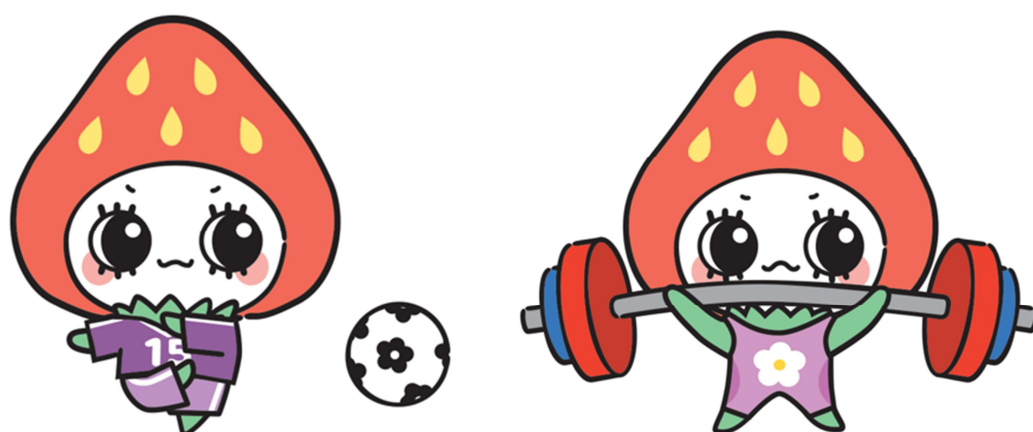


湯けむり国スポ・全スポぐんま
藤岡市実行委員会

設立総会・第1回総会



GUNMA 2029

湯けむり国スポ・全スポ 83rd JAPAN GAMES
28th National Sports Festival
for People with a Disability

日 時：令和8年8月19日(水)午前10時～

場 所：藤岡市複合施設ふじまる「ふじまるホール」

設立総会

湯けむり国スポ・全スポぐんま
藤岡市実行委員会「設立総会」次第

日 時 令和8年8月19日(水)
午前10時00分～
場 所 藤岡市複合施設ふじまる
「ふじまるホール」

1 開会

2 設立発起人紹介

3 設立発起人代表挨拶

4 説明事項

- (1) 第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会の概要……1
- (2) 第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会藤岡市
開催競技及び開催施設……………4
- (3) 第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会の開催
に向けた準備経過……………6
- (4) 第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会の開催
に向けたスケジュール……………11

5 報告事項

- (1) 湯けむり国スポ・全スポぐんま藤岡市実行委員会設立趣意書……………12

6 議事

- 議案第1号 湯けむり国スポ・全スポぐんま藤岡市実行委員会会則
(案)……………13
- 議案第2号 湯けむり国スポ・全スポぐんま藤岡市実行委員会委員
名簿(案)……………18

7 その他

8 閉会

湯けむり国スポ・全スポぐんま
藤岡市実行委員会設立発起人会名簿

(順不同・敬称略)

所 属	役 職	氏 名
藤岡市	市 長	新 井 雅 博
藤岡市議会	議 長	丸 山 保
藤岡市スポーツ協会	会 長	御 供 英 宏
藤岡商工会議所	会 頭	村 田 茂 行
藤岡市鬼石商工会	会 長	林 直 男
藤岡市区長会	会 長	針 谷 章
藤岡市	副市長	田 中 政 文
藤岡市教育委員会	教育長	岸 正 博

第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会の概要

1 目的

(1) 国民スポーツ大会

広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにすることを目的とする。

(2) 全国障害者スポーツ大会

障害のある選手が、障害者スポーツの全国的な祭典であるこの大会に参加し、競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加の推進に寄与することを目的とする。

2 開催年、大会名称、愛称等

- | | |
|-----------|----------------------------------|
| (1) 開催年 | 令和 11 年（2029 年） |
| (2) 大会名称 | 第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会 |
| (3) 愛称 | 湯けむり国スポ・全スポぐんま |
| (4) スローガン | 未定 |
| (5) マスコット | ぐんまちゃん |

3 主催

(1) 国民スポーツ大会

主催 公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、開催地都道府県、
日本スポーツ協会加盟競技団体、会場地市町村

(2) 全国障害者スポーツ大会

主催 公益財団法人日本パラスポーツ協会、文部科学省、
開催地都道府県・指定都市、区市町村、その他の関係団体

4 大会の開催時期等

(1) 国民スポーツ大会

- ①開催時期 10 月 6 日～10 月 16 日
- ②開催期間 11 日間以内

(2) 全国障害者スポーツ大会

- ①開催時期 国民スポーツ大会直後
- ②開催期間 3 日間

5 第83回国民スポーツ大会における実施競技

(1) 正式競技：37 競技（毎年実施 36 競技、隔年実施 1 競技）

陸上競技	水泳	サッカー	テニス
ローイング	ホッケー	ボクシング	バレーボール
体操	バスケットボール	レスリング	セーリング
ウェイトリフティング	ハンドボール	自転車	ソフトテニス
卓球	軟式野球	相撲	フェンシング
柔道	ソフトボール	バドミントン	弓道
ライフル射撃	剣道	ラグビーフットボール	スポーツクライミング
カヌー	アーチェリー	空手道	銃剣道
クレー射撃	ボウリング	ゴルフ	トライアスロン
馬術			

※「なぎなた」と「馬術」は隔年で開催され、群馬県では「馬術」が実施。

(2) 特別競技：1 競技

高等学校野球（硬式及び軟式）	
----------------	--

(3) 公開競技：8 競技

綱引	ゲートボール	武術太極拳
パワーリフティング	バウンドテニス	エアロビック
スポーツチャンバラ	ダンススポーツ	

(4) デモンストレーションスポーツ：41 競技

地方スポーツの推進、国民の健康増進・体力向上等をはじめ、国民のスポーツの推進を図るため、県内に居住している者を対象として実施することができる。

ユニカール	フォークダンス	ローンボウルズ	ドッジボール
なぎなた	ラージボール卓球	スポーツ鬼ごっこ	ブレイキン
ビリヤード	少林寺拳法	スマートフェンシング	たてばやしウォーク 2029
マレットゴルフ	ウォーキング フットボール	群馬県ガールズ U-12 サッカー大会	小学生ハンドボール
少年サッカー	ボッチャ	スマイルボウリング	ジョイフル・スロー ピッチソフトボール
ノルディックウォーク	みかぼ登山大会	下仁田ウォーク	グラウンドゴルフ
スポーツ吹き矢	フットゴルフ	やんば SKYRUN	嬭恋村キャベツ ゲートボール大会
草津温泉ノルディック ウォーキング	高山村 軽スポーツラリー	カヌー教室	片品村 ウォークラリー大会
ふれあい グラウンドゴルフ	青空バレーボール 大会（9人制）	3×3	7人制サッカー
さくらウォーク	ヘルスバレーボール	千代田町レガッタ	おおいずみ歴史 ウォーキング
モルック			

6 第28回全国障害者スポーツ大会における実施競技

(1) 正式競技：14 競技（個人競技・団体競技）

陸上競技	水泳	アーチェリー	卓球
フライングディスク	ボッチャ	ボウリング	バスケットボール
車いす バスケットボール	ソフトボール	ブラインド ベースボール	バレーボール
サッカー	フットソフトボール		

第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会
藤岡市開催競技及び開催施設

1 国民スポーツ大会

(1) 正式競技：2 競技

競技・種目名	種 別	開催予定施設
サッカー	成年男子 少年女子	庚申山総合公園サッカー場 藤岡総合運動公園陸上競技場 烏川サッカー場
ウェイトリフティング	成年男子 女 子 少年男子	群馬県立藤岡工業高校体育館

※サッカーは一部前橋市と共同実施。少年男子は前橋市で実施。

(2) デモンストレーションスポーツ：2 競技

競技・種目名	主管団体名	開催予定施設
群馬県ガールズ U-12 サッカー大会	群馬県サッカー協会	烏川サッカー場
ウォーキングフットボール	群馬県サッカー協会	庚申山総合公園サッカー場

2 全国障害者スポーツ大会

(1) 団体競技：1 競技

競技・種目名	区 分	開催予定施設
サッカー	知的障害	庚申山総合公園サッカー場 藤岡総合運動公園陸上競技場

GUNMA 2029

湯けむり国スポ・全スポ 83rd JAPAN GAMES 28th National Sports Festival for People with a Disability

競技会場市町村・実施競技

国スポ	正式 正式競技	特別 特別競技	公開 公開競技
	デモ デモンストレーションスポーツ		
全スポ	正式(個) 正式競技(個人競技)	正式(団) 正式競技(団体競技)	
	オープン オープン競技		

© 群馬県 ぐんまちゃん

榛東村

- 正式 ライフル射撃 [CFP以外]
- デモ スマイルボウリング

高山村

- デモ 高山村軽スポーツラリー

中之条町

- デモ フットゴルフ

東吾妻町

- 正式 カヌー[SL・WW]
- デモ カヌー教室

嬭恋村

- デモ 嬭恋村キャバツゲートボール大会

草津町

- デモ 草津温泉ノルディックウォーキング

長野原町

- 正式 カヌー[スプリント]
- デモ やんば SKYRUN

下仁田町

- デモ 下仁田ウォーク

富岡市

- 正式 ハンドボール
- 正式 軟式野球(成男)
- 正式 クレー射撃
- デモ 小学生ハンドボール

藤岡市

- 正式 サッカー(成男・少女)
- 正式 ウエイトリフティング
- デモ ウォーキングフットボール大会
- デモ 群馬県ガールズU-12サッカー大会
- 正式(団) サッカー(知)

安中市

- 正式 ボクシング
- 正式 アーチェリー
- デモ 少年サッカー
- 正式(個) アーチェリー(身)

南牧村

- デモ グラウンドゴルフ

藤沢市(神奈川県)

- 正式 セーリング

みなかみ町

- 正式 ホッケー
- デモ 3×3

昭和村

- デモ 青空バレーボール大会(9人制)

渋川市

- 正式 ソフトボール(成男)
- 正式 ゴルフ(成男)
- 正式 軟式野球(成男)
- 公開 パワーリフティング
- デモ マレットゴルフ

川場村

- デモ ふれあいグラウンドゴルフ

片品村

- デモ 片品村ウォークラリー大会

吉岡町

- 正式 銃剣道
- デモ ジョイフル・スローピッチソフトボール

上野村

- デモ ノルディックウォーク大会

甘楽町

- 正式 ハンドボール(成女)
- デモ スポーツ吹き矢

神流町

- デモ みかぼ登山大会

玉村町

- デモ 7人制サッカー

邑楽町

- デモ モルック

大泉町

- 特別 高校野球[軟式]
- デモ おおいずみ歴史ウォーキング

明和町

- デモ ヘルスパレーボール

前橋市

- 正式 陸上競技
- 正式 水泳[競泳等]
- 正式 自転車[トラック・ロード]
- 正式 体操[トランポリン]
- 正式 柔道
- 正式 弓道
- 正式(個) 水泳(身・知)
- 正式 サッカー(成男・少男・少女)
- 正式 ライフル射撃[CFP](成男)
- 正式 ソフトボール(少男)
- 正式 ソフトテニス
- 正式 剣道
- 正式 馬術※隔年競技
- 正式(個) ユニカール
- 正式(個) フットソフトボール(知)
- 正式 スポーツクライミング[リード・ボルダー]
- 正式 バレーボール[6人制](成男・成女)
- 正式 バレーボール[ビーチ](少男・少女)
- 公開 スポーツチャンバラ
- デモ ヨーヨー
- デモ フォークダンス
- デモ ローンボウルズ
- 正式(個) 陸上競技(身・知)
- 正式(個) 卓球・サウンドテーブルテニス(身)含む



桐生市

- 正式 ラグビーフットボール(成男・女子)
- 正式 バドミントン
- 特別 高校野球[硬式]
- デモ ラージボール卓球大会
- デモ スポーツ鬼ごっこ

高崎市

- 正式 テニス
- 正式 水泳[OWS]
- 正式 体操[体操競技・新体操]
- 正式 トライアスロン
- 正式 軟式野球(成男)
- 公開 バウンドテニス
- 正式 ボウリング(成男・成女)
- 公開 ダンススポーツ
- 正式 ゴルフ(少男・女子)
- 公開 武術太極拳
- 正式 空手道
- デモ ドッジボール
- 正式 ソフトボール(成女)
- デモ なぎなた
- 正式(団) ソフトボール(知)
- オープン 車椅子ソフトボール
- 正式(個) ボウリング(知)
- 正式(団) 車いすバスケットボール(身)

沼田市

- 正式 フェンシング
- デモ スマートフェンシング

みどり市

- 正式 バスケットボール(成女)
- 正式 相撲
- デモ ボッチャ
- 正式(個) ボッチャ(身)

太田市

- 正式 ラグビーフットボール(少男)
- 正式 バスケットボール(少男・少女)
- 正式 ボウリング(少男・少女)
- 正式 軟式野球(成男)
- 公開 ゲートボール
- 公開 エアロビク
- デモ 少林寺拳法
- 正式(個) フライングディスク(身・知)
- 正式(団) バスケットボール(知)

伊勢崎市

- 正式 ソフトボール(少女)
- 正式 バレーボール(少男・少女)
- 正式 軟式野球(成男)
- 正式 卓球
- 公開 綱引
- デモ ビリヤード
- デモ ブレイキン
- 正式(団) ブラインドバースボール(身)
- 正式(団) バレーボール(身・知・精)
- オープン スポーツウエルネス吹矢
- オープン 車いすダンス

館林市

- 正式 ローイング
- 正式 レスリング
- 正式 軟式野球(成男)
- デモ たてばやしウォーク2029

千代田町

- 正式 バスケットボール(成男)
- デモ 千代田町レガッタ

板倉町

- デモ さくらウォーク

第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会の
開催に向けた準備経過

年 度	月・日	内 容
H28 (2016 年)	06.29	(公財)群馬県スポーツ協会が第 83 回国民体育大会招致要望書を知事、県議会議長及び県教育長に提出
	08 ～	県が全市町村を訪問し、本県における 2 巡目国体の開催について説明、協力を依頼
	01.23	市長会、町村会をはじめ、県内外の多様な分野の方々による「群馬県国体検討懇話会」が、本県で国体を開催する意義や方向性等をまとめた報告書を知事に提出
	02.20	群馬県議会の平成 29 年第 1 回定例会において、知事が第 83 回国民体育大会及び第 28 回全国障害者スポーツ大会を本県で開催する意向を表明
	03.09	群馬県議会の平成 29 年第 1 回定例会において、「第 83 回国民体育大会の招致に関する決議」を全会一致で可決
	03.21	平成 29 年 3 月教育委員会会議定例会において、県教育委員会が第 83 回国民体育大会の招致を決定
H29 (2017 年)	05.24	知事、県教育長、(公財)県スポーツ協会会長が、文部科学省(スポーツ庁)及び(公財)日本体育協会に開催要望書を提出
	07.18	(公財)日本体育協会が群馬県を第 83 回国民体育大会の開催申請書提出県として了解(内々定)
	03.20	群馬県準備委員会「設立総会」「第 1 回総会」「第 1 回常任委員会」開催
H30 (2018 年)	08.07	群馬県準備委員会「第 1 回総務企画専門委員会」「第 1 回施設整備専門委員会」開催
	08.09	群馬県市町村課「平成 30 年度市町村連絡会議」「平成 30 年度競技団体連絡会議」開催
	08～10	市町村競技会開催意向調査 及び 競技団体競技会意向調査を実施
	10～12	第 83 回国民体育大会会場地市町村選定に係るヒアリングを実施
	03.19	群馬県準備委員会「第 2 回施設整備専門委員会」開催
	03.25	群馬県準備委員会「第 2 回総務企画専門委員会」開催
R01 (2019 年)	03.04	群馬県準備委員会「第 3 回総務企画専門委員会」「第 3 回施設整備専門委員会」開催

	03.19	群馬県準備委員会「第2回総会」開催（書面表決）
R02 (2020 年)	04.01	群馬県準備委員会の名称を「第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会群馬県準備室」に改称
	10.08	鹿児島国体の開催延期により、群馬県での開催時期の変更（令和10年から令和11年）
	10.21	群馬県準備委員会「第4回総務企画専門委員会」開催
	11.04	群馬県準備委員会「第2回常任委員会」開催
	11.04	「正式競技」会場地市町村【第1次選定】・・1競技 サッカー 成年男子
	11.11	群馬県準備委員会「令和2年度市町村連絡会議」「令和2年度競技団体連絡会議」開催
	12.22	群馬県準備委員会「第3回総会」開催（書面表決）
R03 (2021 年)	01.18	群馬県準備委員会「第5回総務企画専門委員会、第1回広報・県民運動専門委員会」開催
	02.04	群馬県準備委員会「第3回常任委員会」開催（書面表決）
	02.09	群馬県準備委員会「令和3年度市町村連絡会議」「令和3年度競技団体連絡会議」開催
	03.09	群馬県準備委員会「第4回総会」開催（書面表決）
R04 (2022 年)	06.21	スポーツ庁へ要望書を提出
	08.03	群馬県準備委員会「第5回総会」開催（書面表決）
	08.31	群馬県準備委員会「第6回総務企画専門委員会、第4回施設・競技専門委員会」開催（書面表決）
	10.13	群馬県準備委員会「第4回常任委員会」開催（書面表決）
	10.14	群馬県準備委員会「令和4年度市町村連絡会議」「令和4年度競技団体連絡会議」開催
	10.25	群馬県準備委員会「第2回広報・県民運動専門委員会」開催（書面表決）
	11.01～ 12.04	第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会の愛称募集
	12.21	群馬県準備委員会「市町村・競技団体説明会」開催
	01.23	群馬県準備委員会「第3回広報・県民運動専門委員会」開催（書面表決）
	03.06	群馬県準備委員会「第7回総務企画専門委員会」「第4回広報・県民運動専門委員会」「第5回施設・競技専門委員会」開催

	03.22	群馬県準備委員会「第 5 回常任委員会」開催
	03.22	「正式競技」会場地市町村【第 4 次選定】・・ 1 競技 ウェイトリフティング 全種別
	03.22	大会の愛称「湯けむり国スポ・全スポぐんま」発表
	03.23	群馬県準備委員会「令和 4 年度市町村連絡会議」「令和 4 年度競技団体連絡会議」開催
R05 (2023 年)	07.19	群馬県準備委員会「第 6 回総会」開催（書面表決）
	08.30	群馬県準備委員会「第 6 回市町村連絡会議」開催
	09.29	群馬県準備委員会「第 6 回施設・競技専門委員会」開催（書面表決）
	11.07	中央競技団体による正規視察 ウェイトリフティング・・・・群馬県立藤岡工業高等学校体育館
	01.12	群馬県準備委員会「第 5 回広報・県民運動専門委員会」開催（書面表決）
	01.19	群馬県準備委員会「第 8 回総務企画専門委員会」開催（書面表決）
	01.31	群馬県準備委員会「第 6 回常任委員会」開催（書面表決）
	02.14	群馬県準備委員会「第 1 回宿泊専門委員会」開催
	02.15	群馬県準備委員会「第 1 回輸送・交通専門委員会」開催
	03.07	群馬県準備委員会「第 9 回総務企画専門委員会」「第 6 回広報・県民運動専門委員会」「第 7 回施設・競技専門委員会」開催
	03.11	群馬県準備委員会「令和 5 年度市町村連絡会議」「令和 5 年度競技団体連絡会議」開催
	03.22	群馬県準備委員会「第 7 回常任委員会」開催
	03.22	「正式競技」会場地市町村【第 6 次選定】・・ 1 競技変更 （変更前）サッカー 成年男子 （変更後）サッカー 成年男子・少年女子
R06 (2024 年)	05.10	中央競技団体による正規視察 サッカー・・・・庚申山総合公園サッカー場 藤岡総合運動公園陸上競技場 烏川サッカー場
	07.17	（公財）日本スポーツ協会第 3 回理事会において、「第 83 回国民スポーツ大会」の群馬県開催が内定。これに伴い、第 28 回全国障害者スポーツ大会の群馬県開催が併せて内定。
	08.02	群馬県準備委員会「第 7 回総会」開催（書面表決）
	08.21	群馬県準備委員会「第 8 回施設・競技専門委員会」開催（書面表決）

	08.22	群馬県準備委員会「第 10 回総務企画専門委員会」「第 7 回広報・県民運動専門委員会」開催（書面表決）
	08.30	群馬県準備委員会「第 8 回常任委員会」開催
	08.30	全国障害者スポーツ大会「正式競技」会場地市町村【第 4 次選定】 ・ ・ 1 競技 サッカー 「デモンストラレーションスポーツ」実施行事選択及び会場地市町村【第 2 次選定】・ ・ 2 行事 群馬県ガールズ U-12 サッカー大会 ウォーキングフットボール
	09.09	群馬県準備委員会「第 9 回市町村連絡会議」「第 8 回競技団体連絡会議」開催
	12.02	群馬県準備委員会「第 10 回市町村連絡会議」「第 9 回競技団体連絡会議」開催
	02.06	群馬県準備委員会「第 1 回警備・消防専門委員会」「第 1 回医事・衛生専門委員会」開催
	02.10	群馬県準備委員会「第 11 回総務企画専門委員会」「第 9 回施設・競技専門委員会」「第 1 回式典専門委員会」開催
	02.10	群馬県準備委員会「第 2 回宿泊専門委員会」「第 2 回輸送・交通専門委員会」開催（書面表決）
	02.14	群馬県準備委員会「第 8 回広報・県民運動専門委員会」開催（書面表決）
	03.03	群馬県準備委員会「第 9 回常任委員会」開催（書面表決）
R07 (2025 年)	03.03	群馬県準備委員会「第 11 回市町村連絡会議」「第 10 回競技団体連絡会議」開催
	06.25	群馬県準備委員会「第 3 回輸送・交通専門委員会」開催
	06.26	群馬県準備委員会「第 3 回宿泊専門委員会」開催
	07.18	群馬県準備委員会「第 12 回総務企画専門委員会」開催（書面表決）
	08.08	群馬県準備委員会「第 10 回施設・競技専門委員会」開催（書面表決）
	08.27	群馬県準備委員会「第 10 回常任委員会」開催（書面表決）
	09.25	群馬県準備委員会「第 2 回医事・衛生専門委員会」開催（書面表決）
	10.01	群馬県準備委員会「第 12 回市町村連絡会議」開催
	10.05	先催県「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 2025」視察

	～ 10.07	・サッカー 会場：東近江市「京セラ株式会社滋賀東近江工場総合グラウンド」 東近江市「東近江市能登川グラウンド」 大津市「皇子山総合運動公園陸上競技場」 ・ウエイトリフティング 会場：高島市「滋賀県立安曇川高等学校体育館」等
	10.08	群馬県準備委員会「第8回総会」開催（書面表決）
	11.14	群馬県準備委員会「第11回常任委員会」開催（書面表決）
	12.01	群馬県準備委員会「第13回市町村連絡会議」「第11回競技団体連絡会議」開催
	01.29	群馬県準備委員会「第13回総務企画専門委員会」開催
	02.09	群馬県準備委員会「第2回警備・消防専門委員会」「第9回広報・県民運動専門委員会」「第4回輸送・交通専門委員会」開催
	02.12	群馬県準備委員会「第3回医事・衛生専門委員会」「第4回宿泊専門委員会」開催
	03.02	群馬県準備委員会「第14回市町村連絡会議」「第12回競技団体連絡会議」開催
R08 (2026 年)	03.06	群馬県準備委員会「第11回施設・競技専門委員会」「第2回式典専門委員会」開催（書面表決）
	04.01	令和8年4月の藤岡市組織改正に伴い、教育委員会スポーツ課に「国民スポーツ大会準備係」を新設
	06.22	群馬県準備委員会「第15回市町村連絡会議」開催
	07.03	湯けむり国スポ・全スポぐんま藤岡市実行委員会「設立発起人会」開催
	07.15	（公財）日本スポーツ協会第3回理事会において、「第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会」の群馬県開催が決定
	07.21	群馬県準備委員会「第1回競技運営担当者会議」開催
	08.19	湯けむり国スポ・全スポぐんま藤岡市実行委員会「設立総会・第1回総会」開催

※ 部分は本市関係

第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会の
開催に向けたスケジュール

年度	主要日程	藤岡市実行委員会
令和5年 (2023年) 【6年前】 鹿児島県		
令和6年 (2024年) 【5年前】 佐賀県	中央競技団体視察 開催内定	
令和7年 (2025年) 【4年前】 滋賀県		
令和8年 (2026年) 【3年前】 青森県	会場地総合視察 (日本スポーツ協会・文科省) 開催決定及び会期決定	設立発起人会 実行委員会設立 設立総会・第1回総会 専門委員会 随時開催
令和9年 (2027年) 【2年前】 宮崎県		・総会 ・専門委員会 随時開催
令和10年 (2028年) 【1年前】 長野県		・総会 ・専門委員会 随時開催
令和11年 (2029年) 【開催年】 群馬県	第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会「本大会」開催	・総会 ・専門委員会 随時開催 実行委員会解散

湯けむり国スポ・全スポぐんま藤岡市実行委員会設立趣意書

国民スポーツ大会は、昭和21年の第1回大会以来、毎年開催される国内最大の総合スポーツ大会として、広く国民の間にスポーツを普及し国民の体力向上を図るとともに、地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与することを目的として開催されてきました。

本市においては、昭和58年の第38回国民体育大会（あかぎ国体）が開催され、サッカー競技会場地として、市民総参加を合い言葉に会場の整備や市民運動の推進が図られ、市民一人一人が総力を結集した大きなエネルギーで成功したことは、市民に自信と誇りをもたらすとともに、スポーツの振興や普及へも繋げられ、市勢発展の原動力となりました。

このような中、令和11年に46年ぶりとなる我が国最大のスポーツの祭典である国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会が群馬県、そして藤岡市で開催されることは、市民のスポーツに対する興味や関心を高め、次世代を担う子どもたちに夢や希望を与え、スポーツを通じた健康増進や世代間・地域間交流が促進され、笑顔あふれる地域社会の実現に大きく寄与することが期待できます。

また、本市の魅力である花と緑にあふれる豊かな自然、世界文化遺産をはじめとする歴史文化、温暖な気候と豊かな水に恵まれた農産物や特産品など、先人たちが築き上げこのまちで暮らす人々が愛し、育て、残してきた本市の財産を全国に発信する絶好の機会と捉えており、観光や経済活動への波及効果も期待できるなど、大変意義深いものであると考えます。

このような意義のある本大会を成功に導くために、市民、関係機関、関係団体並びに行政機関などが一体となり、開催準備を進める必要があることから「湯けむり国スポ・全スポぐんま藤岡市実行委員会」を設立するものです。

令和8年 7月 3日

湯けむり国スポ・全スポぐんま藤岡市実行委員会設立発起人

藤岡市長	新井 雅博
藤岡市議会議長	丸山 保
藤岡市スポーツ協会会長	御供 英宏
藤岡商工会議所会頭	村田 茂行
藤岡市鬼石商工会会長	林 直男
藤岡市区長会会長	針谷 章
藤岡市副市長	田中 政文
藤岡市教育委員会教育長	岸 正博

湯けむり国スポ・全スポぐんま藤岡市実行委員会会則（案）

第 1 章 総則

（名称）

第 1 条 本会は、湯けむり国スポ・全スポぐんま藤岡市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（目的）

第 2 条 実行委員会は、第 8 3 回国民スポーツ大会・第 2 8 回全国障害者スポーツ大会において、本市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し必要な事務及び事業を行うことを目的とする。

（所掌事項）

第 3 条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- （1） 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- （2） 競技会の開催に係る準備に関すること。
- （3） 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- （4） 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- （5） 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- （6） その他、本会の目的達成に必要な事項に関すること。

第 2 章 組織

（組織）

第 4 条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- （1） 藤岡市を代表する者
- （2） 藤岡市議会を代表する者
- （3） 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- （4） その他会長が特に必要と認める者

（役員）

第 5 条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- （1） 会長 1 名
- （2） 副会長 1 0 名以内
- （3） 監事 2 名

（役員の選任）

第 6 条 会長は、藤岡市長をもって充てる。

- 2 副会長は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。
- 3 監事は、総会の承認を得て、会長が委嘱する。

(役員の職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は欠けたときはあらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代理する。

3 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関または所属機関の役職を離れたときは、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前項の規定により委員等に変更があった場合は、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名する者がこれにあたる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 専門委員会の設置及び専門委員会への付託事項並びに委任事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席することができない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は出席したものとみなす。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて監事又は顧問並びに参加に総会への出席を求めることができる。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、委員へ事前に送付した議案に対して書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

（専門委員会）

第12条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、総会から付託又は委任された事項について調査及び審議並びに実施し、その結果を総会に報告しなければならない。
- 3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、総会に諮った上で、会長が別に定める。
- 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

（書面議決）

第13条 書面による議決は、次に掲げる方法により実施する。

- (1) 会長は、返信期限を定めて、議案書、書面表決書及びその他資料等を委員に送付する。
- (2) 委員は、議案について賛否を記載した書面表決書を会長に提出することによって、議案に関する議決権を行使する。
- (3) 委員は、議決権を行使するに当たり、議案の内容について質疑等を行うことができる。
- (4) 会長は、委員から質疑等があった場合、書面表決書の返信期限の前に、その委員に対して回答内容を報告しなければならない。
- (5) 書面議決による総会等は、期限内に委員の過半数から書面表決書の返信があった場合、有効に成立したものと認める。
- (6) 書面表決書は、委員の署名又は記名がないものは無効とする。
- (7) 議案は、書面による表決に参加した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第4章 会長の専決処分

（会長の専決処分）

第14条 会長は、総会を招集するいとまがないとき、又は総会の権限に属する事項で簡易

なものについては、これを専決処分することができる。

- 2 会長は前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会において報告し、その承認を求めなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、交付金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

- 2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第19条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

- 2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、藤岡市に帰属するものとする。

第8章 補則

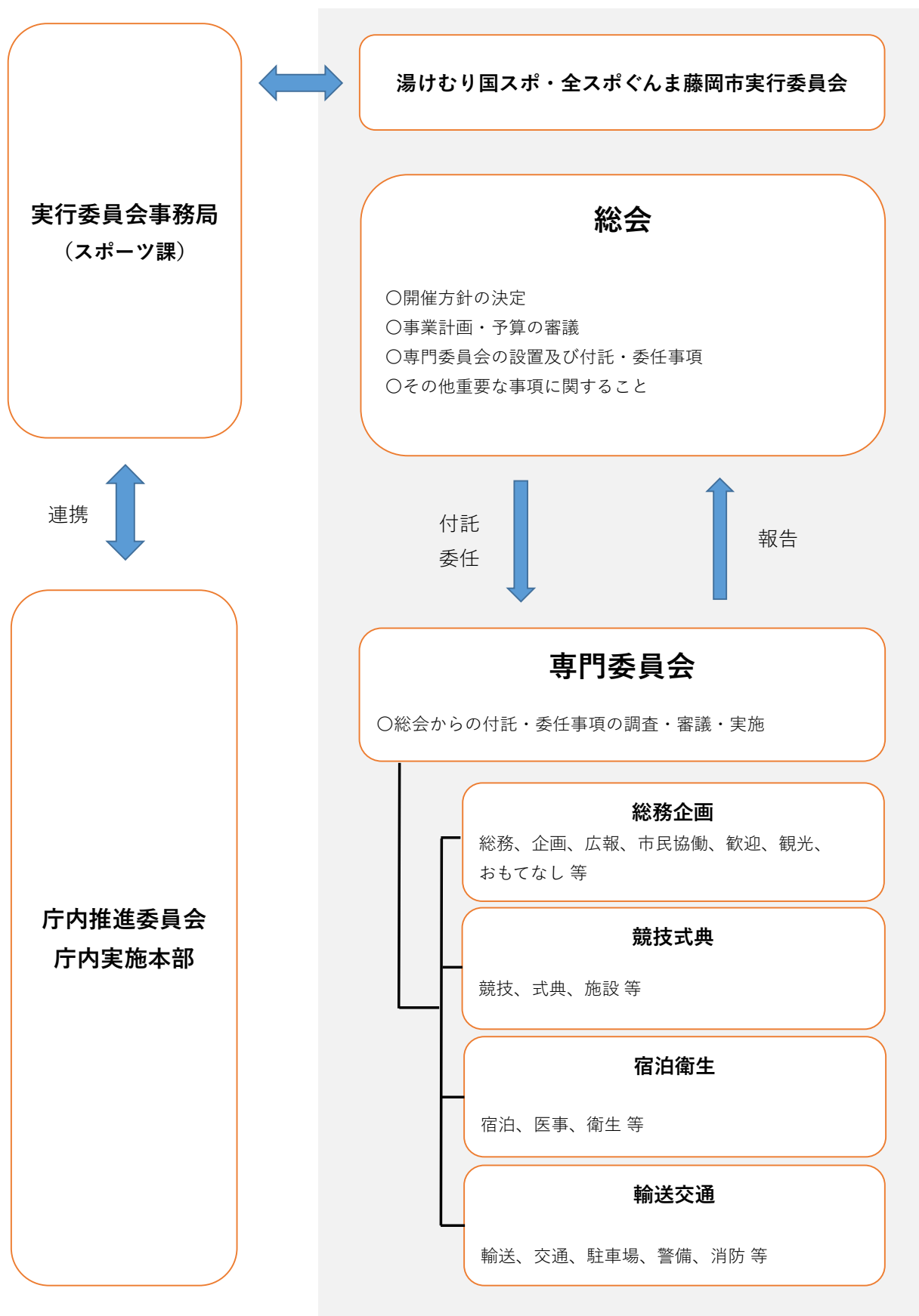
(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し、必要な事項は会長が定める。

附 則

この会則は、令和8年 8月19日から施行する。

湯けむり国スポ・全スポぐんま藤岡市実行委員会 組織図（案）



湯けむり国スポ・全スポぐんま藤岡市実行委員会委員名簿（案）

会長 1名

No.	区分	所属機関・団体	役職	氏名
1	市関係	藤岡市	市長	新井 雅博

副会長 7名

No.	区分	所属機関・団体	役職	氏名
1	市議会関係	藤岡市議会	議長	丸山 保
2	スポーツ関係	藤岡市スポーツ協会	会長	御供 英宏
3	産業・経済関係	藤岡商工会議所	会頭	村田 茂行
4	産業・経済関係	藤岡市鬼石商工会	会長	林 直男
5	市民団体・各種団体関係	藤岡市区長会	会長	針谷 章
6	市関係	藤岡市	副市長	田中 政文
7	市関係	藤岡市教育委員会	教育長	岸 正博

委員 34名

No.	区分	所属機関・団体	役職	氏名
1	市議会関係	藤岡市議会	副議長	阿野 剛士
2	競技団体関係	公益社団法人群馬県サッカー協会	会長	坂田 和文
3	競技団体関係	群馬県ウエイトリフティング協会	会長	岩上 憲司
4	競技団体関係	藤岡市サッカー協会	会長	竹沢 豊
5	競技団体関係	藤岡市ウエイトリフティング協会	会長	岩崎 賢二
6	スポーツ関係	藤岡市スポーツ推進委員会	会長	中根 秀二
7	スポーツ関係	藤岡市小学校体育振興会	会長	柵木 秀樹
8	スポーツ関係	藤岡多野中学校体育連盟	会長	浅香 武志
9	スポーツ関係	群馬県高等学校体育連盟サッカー専門部	部長	大島 永
10	スポーツ関係	群馬県高等学校体育連盟ウエイトリフティング専門部	部長	松岡 保
11	教育・学校関係	藤岡市保育園長会	会長	平泉 照人
12	教育・学校関係	藤岡市私立幼稚園協会	代表	山田 章善
13	教育・学校関係	藤岡市小学校校長会	会長	荻原 孝英
14	教育・学校関係	藤岡市中学校校長会	会長	藤巻 直子
15	教育・学校関係	多野藤岡地区高等学校校長会	会長	中村 健一
16	教育・学校関係	群馬県立藤岡工業高等学校	校長	星野 亨
17	産業・経済関係	多野藤岡農業協同組合	代表理事理事長	櫻井 英俊
18	産業・経済関係	藤岡市観光協会	会長	守口 謙二
19	産業・経済関係	株式会社藤岡クロスパーク	代表取締役	関口 薫
20	医療・福祉関係	一般社団法人藤岡多野医師会	会長	栗原 透
21	医療・福祉関係	一般社団法人藤岡多野歯科医師会	会長	原 茂
22	医療・福祉関係	公益社団法人群馬県薬剤師会藤岡支部	支部長	白倉 丞
23	医療・福祉関係	社会福祉法人藤岡市社会福祉協議会	会長	大野 芳男
24	宿泊・衛生関係	一般社団法人群馬県旅行業協会	会長	小林 聡
25	宿泊・衛生関係	多野藤岡食品衛生協会	会長	浅見 政彦
26	警備・消防関係	藤岡警察署	署長	海上 直也
27	警備・消防関係	多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部	消防長	吉田 卓司
28	警備・消防関係	藤岡市消防団	団長	中林 修司
29	輸送・交通関係	東日本旅客鉄道株式会社群馬事業本部	本部長	樋口 達夫
30	輸送・交通関係	一般社団法人群馬県バス協会	会長	佐藤 俊也
31	輸送・交通関係	多野藤岡ハイヤー協議会	代表取締役社長	堀口 直行
32	市民団体・各種団体関係	公益財団法人藤岡市文化振興事業団	理事長	秋葉 正道
33	国・県関係	国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所	所長	舟波 昭一
34	国・県関係	群馬県多野藤岡振興局	局長	山口 民津夫

監事 2名

No.	区分	所属機関・団体	役職	氏名
1	市関係	藤岡市	代表監査委員	塚本 良
2	市関係	藤岡市	会計管理者	横尾 和臣

第 1 回 総 会

湯けむり国スポ・全スポぐんま
藤岡市実行委員会「第1回総会」次第

日 時 令和8年8月19日（水）
設立総会終了後
場 所 藤岡市複合施設ふじまる
「ふじまるホール」

1 開会

2 議事

- 議案第1号 湯けむり国スポ・全スポぐんま藤岡市開催基本方針（案）・・19
議案第2号 湯けむり国スポ・全スポぐんま藤岡市実行委員会令和8
年度事業計画（案）・・・・・・・・・・20
議案第3号 湯けむり国スポ・全スポぐんま藤岡市実行委員会令和8
年度収支予算（案）・・・・・・・・・・21
議案第4号 湯けむり国スポ・全スポぐんま藤岡市実行委員会専門委
員会規程（案）・・・・・・・・・・22
議案第5号 湯けむり国スポ・全スポぐんま藤岡市実行委員会専門委
員会委員（案）・・・・・・・・・・25
議案第6号 湯けむり国スポ・全スポぐんま藤岡市実行委員会専門委
員会への付託・委任事項（案）・・・・・・・・26

3 報告事項

- 湯けむり国スポ・全スポぐんま藤岡市実行委員会事務局規程・・・・・・・・27

4 その他

5 閉会

湯けむり国スポ・全スポぐんま藤岡市開催基本方針（案）

1 基本方針

第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会は、藤岡市の理念の実現に向け、市民総参加による大会とし、地域の一体感の醸成を図ります。

大会の開催にあたっては、既存施設を有効に活用し、簡素かつ効率的な運営に努めるとともに、本大会を契機として、スポーツを通じた心身の健全な発達や健康の維持・増進を図り、市民一人ひとりがふるさとに誇りと愛着を持ち、活力と笑顔あふれる地域社会の実現につながる大会を目指します。

2 実施目標

(1) スポーツの力を活用した地域活性化を推進する大会

一過性のスポーツイベントに終わらせることなく、大会を契機として、市民のスポーツ活動への参加意欲の向上や、スポーツを通じた交流の促進、団体・ボランティア等との連携・協働、スポーツツーリズムの推進などを一体的に進め、大会終了後も地域の活力が持続する大会とします。

(2) 藤岡市の魅力を全国に発信する大会

本市を訪れるすべての方々を心のこもったおもてなしでお迎えするとともに、豊かな自然や歴史・文化、特産品など、本市ならではの魅力ある地域資源を全国へ発信します。来訪者に「また訪れたい」と感じていただき、地域ブランドの向上につながる大会とします。

(3) 多様性を尊重した生涯スポーツの推進につなげる大会

大会を契機として、市民のスポーツへの関心を高め、年齢、性別、障がいの有無にかかわらず、すべての人が「する」「みる」「ささえる」といったさまざまな形でスポーツに親しみ、楽しみ、支え合うことのできる生涯スポーツ社会の実現と、新たなスポーツ文化の定着につながる大会とします。

(4) 市民協働で創る大会

市民の参加意識の高揚を図るため、大会を身近に感じられる情報発信や啓発活動に積極的に取り組み、開催機運を醸成します。市民、関係団体及び行政が一体となって準備を進め、市民協働による大会の成功を目指します。

湯けむり国スポ・全スポぐんま藤岡市実行委員会 令和8年度事業計画（案）

湯けむり国スポ・全スポぐんま藤岡市実行委員会の令和8年度事業計画は、次のとおりとする。

1 会議の開催

- (1) 総会
- (2) 専門委員会
 - ア 総務企画専門委員会
 - イ 競技式典専門委員会
 - ウ 宿泊衛生専門委員会
 - エ 輸送交通専門委員会

2 開催準備業務の推進

- (1) 各種基本計画策定および要項作成
- (2) 専門委員会の設置
- (3) 群馬県からの各種調査への対応
- (4) その他競技会の開催準備に係る事項の推進

3 関係機関および競技団体との連絡調整

- (1) 群馬県実行委員会との連絡調整
- (2) 競技団体および共催市町村との連絡調整

4 先催地開催準備に係る調査・研究

- (1) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポの開催状況調査・研究
- (2) 先催地準備状況の聞き取り、情報収集等

湯けむり国スポ・全スポぐんま藤岡市実行委員会
令和 8 年度収支予算（案）

（収入）

（単位：円）

科 目	当初予算額	内 訳
1. 交付金	1,500,000	藤岡市交付金
2. 諸収入	1,000	預金利子等
合 計	1,501,000	

（支出）

（単位：円）

科 目	当初予算額	内 訳
1. 総務費	174,000	
(1) 会議費	24,000	食糧費等
(2) 事務局費	150,000	用紙代、消耗品費、郵便料、手数料等
2. 開催推進費	1,300,000	
(1) 調査研究費	850,000	先催県視察費等
(2) 広報啓発費	450,000	広報啓発物品作成費等
(3) 開催準備費	0	
3. 予備費	27,000	
合 計	1,501,000	

湯けむり国スポ・全スポぐんま藤岡市実行委員会専門委員会規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、湯けむり国スポ・全スポぐんま藤岡市実行委員会（以下「実行委員会」という。）会則第12条第3項の規定に基づき、実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（専門委員会の種類等）

第2条 専門委員会の種類並びに実行委員会総会からの付託及び委任事項は、別表のとおりとする。

（役員）

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

（役員の選任）

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちから実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

（役員の職務）

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は欠けたときはあらかじめ委員長が指名した副委員長がその職務を代理する。

（会議）

第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名する者がこれにあたる。
- 3 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、専門委員会に出席することができない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は出席したものとみなす。
- 4 専門委員会の議事は、出席した専門委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は

説明を聴くことができる。

6 書面による議決は、次に掲げる方法により実施する。

- (1) 委員長は、返信期限を定めて、議案書、書面表決書及びその他資料等を委員に送付する。
- (2) 委員は、議案について賛否を記載した書面表決書を委員長に提出することによって、議案に関する議決権を行使する。
- (3) 委員は、議決権を行使するに当たり、議案の内容について質疑等を行うことができる。
- (4) 委員長は、委員から質疑等があった場合、書面表決書の返信期限の前に、その委員に対して回答内容を報告しなければならない。
- (5) 書面議決による委員会は、期限内に委員の過半数から書面表決書の返信があった場合、有効に成立したものと認める。
- (6) 書面表決書は、委員の署名又は記名がないものは無効とする。
- (7) 議案は、書面による表決に参加した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門委員会に専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

2 専門部会の委員は、会長が委嘱した者（以下「部会委員」という。）をもって構成する。

3 第3条から第6条までの規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営に関し、必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が会長の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、令和8年 8月19日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	付託事項	委任事項
総務企画 専門委員会	1 総務企画に関すること 2 財務に関すること 3 広報に関すること 4 市民運動に関すること 5 観光・おもてなしに関すること 6 他の専門委員会に属さない事項に関すること	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること
競技式典 専門委員会	1 競技に関すること 2 式典に関すること 3 施設に関すること 4 その他競技式典に関すること	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること
宿泊衛生 専門委員会	1 宿泊に関すること 2 医療・事務に関すること 3 環境衛生・食品衛生に関すること 4 その他宿泊衛生に関すること	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること
輸送交通 専門委員会	1 輸送・交通に関すること 2 駐車場に関すること 3 消防防災・警備に関すること 4 その他輸送交通に関すること	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること

湯けむり国スポ・全スポぐんま藤岡市実行委員会 専門委員会委員（案）

所属機関・団体名等	専門委員会			
	総務企画	競技式典	宿泊衛生	輸送交通
	20	11	7	8
藤岡市スポーツ協会	○	○		
藤岡商工会議所	○			
藤岡市鬼石商工会	○			
藤岡市区長会	○			
公益社団法人群馬県サッカー協会	○	○		
群馬県ウエイトリフティング協会	○	○		
藤岡市サッカー協会	○	○		
藤岡市ウエイトリフティング協会	○	○		
藤岡市スポーツ推進委員会	○	○		
藤岡市小学校体育振興会		○		
藤岡多野中学校体育連盟		○		
群馬県高等学校体育連盟サッカー専門部		○		
群馬県高等学校体育連盟ウエイトリフティング専門部		○		
藤岡市保育園長会	○			
藤岡市私立幼稚園協会	○			
藤岡市小学校校長会	○			
藤岡市中学校校長会	○			
多野藤岡地区高等学校校長会	○			
群馬県立藤岡工業高等学校		○		
多野藤岡農業協同組合	○			
藤岡市観光協会	○		○	
株式会社藤岡クロスパーク	○			
一般社団法人藤岡多野医師会			○	
一般社団法人藤岡多野歯科医師会			○	
公益社団法人群馬県薬剤師会藤岡支部			○	
社会福祉法人藤岡市社会福祉協議会	○			
一般社団法人群馬県旅行業協会			○	
多野藤岡食品衛生協会			○	
藤岡警察署				○
多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部				○
藤岡市消防団				○
東日本旅客鉄道株式会社群馬事業本部				○
一般社団法人群馬県バス協会				○
多野藤岡ハイヤー協議会				○
公益財団法人藤岡市文化振興事業団	○			
国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所				○
群馬県多野藤岡振興局	○		○	○

湯けむり国スポ・全スポぐんま藤岡市実行委員会
専門委員会への付託・委任事項（案）

湯けむり国スポ・全スポぐんま藤岡市実行委員会会則第 11 条第 4 項第 5 号の規定に基づく総会から専門委員会への付託・委任事項は、次のとおりとする。

- 1 開催準備の推進総合計画の策定及び進行管理に関すること。
- 2 総務・企画、財務、広報、市民運動、観光・おもてなしに関すること。
- 3 競技、式典、施設に関すること。
- 4 宿泊、医療・事務、環境衛生・食品衛生に関すること。
- 5 輸送・交通、駐車場、消防防災・警備に関すること。
- 6 その他会務に必要な事項に関すること。

湯けむり国スポ・全スポぐんま藤岡市実行委員会事務局規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、湯けむり国スポ・全スポぐんま藤岡市実行委員会会則（以下「会則」という。）第15条第2項の規定に基づき、湯けむり国スポ・全スポぐんま藤岡市実行委員会（以下「本会」という。）の事務局（以下「事務局」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 事務局は、藤岡市教育委員会スポーツ課内に置く。

(所掌事務)

第3条 事務局の所掌事務は、別表第1のとおりとする。

(職員)

第4条 事務局に別表第2の左欄に掲げる職員を置き、同表の右欄に掲げる藤岡市職員をもって充てる。

(職務)

第5条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を統括し、職員を指揮監督する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故のあるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 事務局職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

(服務)

第6条 職員の服務については、藤岡市職員服務規程（昭和37年10月1日訓令第5号）の例による。

第2章 決裁

(決裁事項)

第7条 会長の決裁事項は、次のとおりとする。

- (1) 総会の招集に関すること。
- (2) 総会に付すべき事項に関すること。
- (3) 本会の委員及び役員（以下「委員等」という。）の委嘱等に関すること。
- (4) 本会の規程等の制定及び改廃に関すること。

(5) その他特に重要又は異例であると認められる事項に関すること。

(専決事項)

第8条 事務局長及び事務局次長の専決事項は、別表第3のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、特に重要又は異例であると認められる事項については、あらかじめ会長の指示を受けなければならない。

(代決)

第9条 会長が不在のときは、別表第4の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる者が代決することができる。

2 事務局長が不在のときは、事務局次長がその事務を代決する。

第3章 文書の取扱い

(文書の記号番号)

第10条 文書には、記号及び番号を付けるものとする。ただし、軽易な文書については、これを省略することができる。

2 文書の番号は、「国全ス藤実委」とする。

3 文書の番号は、会計年度ごとの一連番号とする。

(文書の保存)

第11条 完結した文書は、事務局において編集し、保存しなければならない。

2 会則第19条の規定により本会が解散したときは、保存する文書を藤岡市へ引き継ぐものとする。

(準用)

第12条 この章に定めるもののほか、文書の取扱いについては、藤岡市文書管理規程（平成17年12月28日訓令第47号）の例による。

第4章 公印

(公印)

第13条 事務局で使用する公印は、別表第5のとおりとする。

2 前項の公印は、事務局長が管理する。

3 公印の押印を必要とする文書において、必要があるときは、公印の押印に代えて、その印影又はこれを縮小したものを印刷することができる。

(準用)

第14条 前2項に定めるもののほか、公印の取扱いについては、藤岡市公印規

則（昭和36年6月22日規則第65号）の例による。

第5章 財務

（旅費）

第15条 職員がその職務のために旅行したときは、旅費を支給する。

2 前項の規定による旅費の支給については、原則として藤岡市旅費支給条例（令和8年3月24日条例第12号）の例による。

3 前2項の規定に関わらず、緊急の場合又はその例により難しいものについては、事務局長が別に定めるところによることができる。

（費用弁償）

第16条 委員等が会務のため旅行したときは、その旅費について費用弁償することができる。ただし、本会の会議の出席に要する経費については、支給の対象としない。

2 前項において支給される費用弁償の額及び支給方法については、前条第2項の例による。

3 前2項の規定に関わらず、緊急の場合又はその例により難しいものについては、事務局長が別に定めるところによることができる。

（予算）

第17条 事務局長は、会長の指示に基づき、毎会計年度予算を編成するものとする。

2 事務局長は、予算の議決後に生じた理由に基づき予算を変更する場合は、会長の指示に基づき、補正予算を編成するものとする。

（決算）

第18条 事務局長は、毎会計年度終了後、決算を速やかに調整し、証拠書類を添付して会長に提出しなければならない。

2 会則第17条の規定により監査を受けるときは、収支決算書その他の証拠書類を監事に提出しなければならない。

（出納員）

第19条 事務局に出納その他の会計処理をさせるため、出納員を置く。

2 出納員は、事務局次長をもって充てる。

（金融機関の指定）

第20条 現金の出納は、事務局長が別に指定する金融機関を通じて行うもの

とする。

(準用)

第 2 1 条 この章に定めるもののほか、予算、決算、契約、収入、支出その他の財務に関する事項については、藤岡市財務規則（平成 1 1 年 3 月 2 6 日規則第 1 号）及びその他の藤岡市の財務に関する規則等の例による。

第 6 章 補則

(委任)

第 2 2 条 この規程に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長の承認を得て事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 8 年 8 月 1 9 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

所掌事務
1 本会の組織、人事、服務等に関すること。 2 総会及び専門委員会の事務に関すること。 3 本会の事業計画及び事業報告に関すること。 4 本会の予算、決算及び監査に関すること。 5 その他、本会の運営に関し必要な事項に関すること。

別表第 2（第 4 条関係）

事務局長	藤岡市教育委員会教育部長
事務局次長	藤岡市教育委員会スポーツ課長
事務局職員	藤岡市教育委員会スポーツ課職員

別表第 3（第 8 条関係）

事項	事務局長	事務局次長
1 申請、届出、通知、照会、回答及び報告等に関すること	重要なもの	軽易なもの
2 事務の分担に関すること		○
3 旅行の命令に関すること	委員等、事務局次長	事務局職員
4 予算の執行（調定・支出命令等）に関すること	藤岡市財務規則及び藤岡市職務執行規則等の例による	
5 予算の流用に関すること	科目の流用	費目の流用
6 その他	前各号に掲げるもののほか、これらに類するものと認められる事項に関するもの	前各号に掲げるもののほか、これらに類するものと認められる事項に関するもの

別表第 4（第 9 条関係）

決裁権者	代決者
会長	あらかじめ会長が指名した副会長
事務局長	事務局次長
事務局次長	あらかじめ事務局次長が指名した職員

別表第 5（第 1 3 条関係）

名称	形状	大きさ	書体	用途
湯けむり国スポ ・全スポぐんま 藤岡市実行委員 会長印	正方形	2 4 ミリメート ル	てん書	会長名をもって する文書

【国スポ・全スポ サッカー】



【国スポ ウエイトリフティング】



※「湯けむり」の象徴である「温泉マーク」とスポーツの「ピクトグラム」を組合せて、群馬大会ならではのピクトグラムを群馬県が制作しました

〒375-0024 藤岡市藤岡1485

藤岡市教育委員会スポーツ課国民スポーツ大会準備係

TEL：0274-50-8213（直通） FAX：0274-22-8738

Email：sports@city.fujioka.gunma.jp